

係遼籍女直の太彎について

昭祖輝武至于青嶺・白山。順者撫之、不從者討伐之。入于蘇濱・耶懶之地。所至克捷。還經僕鷲水。僕鷲漢語惡瘡也。昭祖惡其地名。雖已困憊。

三 上 次 男

一

金史卷六十七 石顯傳に、昭祖と石顯との關係を説いた

不肯止。行至姑里甸、得疾。迨夜寢于村舍。有盜至、遂中夜啓行、至逼刺紀村止焉。是夕卒。載柩而行、遇賊於路奪柩去。部衆追賊、與戰復得柩。

石顯孩懶水烏林答部人。昭祖以條教約束諸部。石顯陸染不可制。及昭祖沒于逼刺紀村。部人以柩歸至孩懶水。石顯與完顏部竇忽窩出邀於路、攻而奪之。楊言曰、汝輩以石魯爲能而推尊之、吾今得之矣。昭祖之徒告于蒲馬太彎。與馬紀嶺効保村完顏部蒙葛巴土等、募軍追及之。與戰復得柩。衆推景祖爲諸部長。白山・耶悔・統門・耶懶・土骨論・五國皆從服。

この事は同書、世紀には、

係遼籍女直の太彎について

第二四卷

一三五

い。然しこゝに見える蒲馬太彎の太彎は單なる人名

ではなく、一種の稱號の様にも考へられる。然らば太轡とは如何なるものを指してゐるのであらうか。以下余は太轡に關する史料を擧げて、その性質を明かにしようと思ふ。

先づ金史 十八 歎都傳を繙くと次の如き記事がある。

阿注阿○耶悔水、納喝部撒八の弟謂穆宗曰、可使係案女直知名官僚相結、送我兄弟親屬。由咸州路入遼。國庫

金廐馬與我勿惜。歎都亦當送我至遼境然後還。

而要穆宗盟。穆宗皆從之。遂執歎都及阿魯太轡、阿魯不太轡等七人以衣裾相結與阿注阿俱行至遼境。乃釋歎都、云云。

穆宗の時の事として記るされてゐる阿注阿に關するこの記事も、歴史的事實であるか否かは更に考究を要する所であるが、たゞこの物語から當時の女真人社會に關する研究資料を摘出する事は可能であらう。即ち上の物語は、穆宗に對して不軌を計つた阿

注阿が捕へられて、遼へ送られる過程を述べたものであるが、上文中の阿魯太轡・阿魯不太轡なる二名は、阿注阿が穆宗に告げて、「可使係案女直知名官僚相結云々」と云つたといふ係案女直知名官僚中の二名に當る事は疑ひを容れない所である。こゝに於て、阿魯太轡・阿魯不太轡が係案（係遼籍）女直知名官僚である事が知られるのであるが、この關係は効孫傳金史卷六十五の記事によつて更に明かとなる。

康宗八年、係遼籍女直紇石烈部阿里保太轡阻兵。招納亡命。邊民多亡歸之。蒲家奴以偏師夜行晝止、抵石勒水、襲擊破之。盡俘其孥而還。邊氓自此無復亡者。

即ちこゝには明かに「係遼籍女直紇石烈部阿里保太轡」と見えてゐて、大轡（太轡）が一種の稱號である事を充分推測せしめると同時に、又係遼籍女直と關係のある事をも示してゐる。

更に太祖阿骨打の舉兵の頃には、太轡の名稱が屢

く史上に見える。阿骨打は遼、天慶四年、兵を擧げる
と直ちに寧江州方面の遼軍と一戦を交へたのである
が、同時に部將斡魯古・婁室等を遼の黃龍府路・咸州
路方面に遣して、完顏部の西・南方面に居住する係遼
籍女直を招討せしめた。⁽²⁾ さうしてその結果は斡魯古
傳金史卷七十一に、

太祖伐遼。使斡魯古・阿魯撫諭斡忽・急賽兩路係
遼女直。與遼節度使撻不也戰敗之。斬撻不也。
酷葦領阿魯臺罕等十四大蠻皆降。斡忽・忽○急賽
兩路亦降。

と見え、又、婁室傳金史卷七十二にも、

太祖克寧江州。使婁室招諭係遼籍女直。遂降移
燉・益海路大蠻照撒等。敗遼兵于婆刺趕山。復
進兵咸州克之。

と記るされてゐる。⁽³⁾ 卽ち斡魯古は寧江州役前後よ
り、咸州方面の係遼籍女直を招撫し、斡忽・急賽兩路

係遼籍女直の太蠻について

の係遼籍女直なる阿魯臺罕等十四大蠻を降したので
あり、又婁室は移燉・益海兩路方面の係遼籍女直を招
討し、その結果、移燉・益海路大蠻照撒等を降伏歸
順せしめたのである。移燉・益海路とは現在の伊通
河、東遼河上流方面であり、斡忽急賽路とはその東南
方に續く地方に當る。⁽⁵⁾ かくてこれ等の二史料によつ
て太祖の舉兵當時完顏部の居住地に近い係遼籍女直
の大會長が太蠻と稱してゐた事が明となつた。然る
にこの事は單に東北滿洲居住の係遼籍女直に止まら
ない。實に南方、保州・開州方面の係遼籍女直の大會
長も、この稱號を有してゐた事は、金史卷一百三十五高麗傳
に、夾谷撤改の遂行した保・開州方面の經略の事を述
べて、

收國元年十一月、係遼女直麻濶太蠻等十五人皆
降。攻開州取之。盡降保州諸部女直。

とある如くである。
太蠻に關する金史の記載は以上が全部である。⁽⁶⁾ 卽

ち事、太轡に關する限り、總て係遼籍女直に附隨し、しかも悉く大會長に附せられた稱號として現はれてゐる。

こゝに於て知る、太轡とは實に係遼籍女直の大會長の帶びた一種の稱號であつたのである。然らば生女直には會長を呼ぶに宰董たる稱あるに拘らず⁽¹⁾、何故に係遼籍女直に於ては大會長を呼ぶに「太轡」を以てしたのであらうか。又その性質は如何。

註

- 1 满鮮史研究中廿第一冊「金史世紀の研究」頁三七九—三八四
- 2 拙稿「完顏阿骨打の經略と金國の成立」第五章(未發表)。
- 3 この事は又夾谷吾里補傳(金史卷八十一)には「隸藁室帳下、攻係遼女直、招降太轡照三等」と見えてゐる。
- 4 拙稿「猛安謀克制の研究」各論第四章第三節(未發表)。
- 5 拙稿「完顏阿骨打の經略と金國の成立」第五章(未發表)。
- 6 尚黑宗本紀(金史) 皇統七年十一月癸酉條に「以工部侍郎僕散太轡爲御史大夫」とあり、又同八年七月乙亥條には、「御史大夫僕散太轡罷」。
- 7 と見える。この場合の太轡とは單なる人名である事は勿論で

ある。然し建國前の僕散部は高麗との國境附近に住してゐり、瀕海女直の一部に當る事から考へ合せると、或ひは御史大夫僕散太轡は瀕海女直(大王府)の大會長の後裔ではなかつたであらうか。

⁷ 拙稿「金初に於ける諸制度の研究」第三章(未發表)。

二

遼の代、東滿洲の地方が女真諸部の居住地であつた事は改めて云ふまでもない。これ等邊境の女真に對し、遼では建國以來屢々兵を加へて討平し、或ひはこれを招撫してゐたのであつた。⁽¹⁾ かくて邊境の女真人にして全く遼に羈靡したものは係遼籍女直と呼ばれ、以て未だ服屬せざる生女直に相ひ對さしめ、よつて一種の緩衝地帶を形成せしめてゐた。先に挙げた移燉・益海兩路の女直、斡忽・急賛兩路の女直等は皆かゝる意味での係遼籍女直(北女直)の一部であり、其他鴨綠江沿岸に居住する鴨綠江女直、保州・開州方面的南女直、遼東半島の南部に多かつた曷蘇館女直等も總てこれ係遼籍女直であつたのである。遼

ではこれ等の羈靡諸部族に對して、それぞれ官職を

與へ、若干の特權を付與し、以て彼等の意を繋いでゐる

た。さうしてその官職に就ては遼史卷四十六百官志北面

屬國官條には次の如く見えてゐる。

北面屬國官

遼制、屬國屬部官、大有僕王封。小者准部使。命

其酋長與契丹人區別。而用恩威兼制。得柔遠之

道。考其可知者具如左。

屬國職名總目

某國大王

某國干越

某國左相

某國右相

某國惕隱亦曰司徒

某國太師

某國太保

某國司空本名闢林

係述女直の太母について

某國某部節度司

某國某部節度副使

某國某部節度副使

更に女直諸王府に關する具體的な事實としては、これに續いて次の如く見える。

女直國順化王府

景宗保寧九年女直國來請宰相夷離堇之職、以

次授者二十一人。聖宗統和八年封女直阿海爲

順化王、亦作阿改。天祚天慶二年有順國女直
阿鶻產大王。

北女直國大王府

南女直國大王府

曷蘇館路女直國大王府、亦曰合蘇養部女直王、又
曰合素女直王、又曰蘇館都大王、聖宗太平六年、
曷蘇館諸部許建旗鼓。

長白山女直國大王府、聖宗統和三十年長白山三

十部女直乞授爵秩。

鴨綠江女直大王府

瀕海女直國大王府

これによつて知られる如く、係遼籍女直の大會長に對しては某女直大王なる稱號が與へられて居り、その他の諸會長に對しては宰相（左・右相）・惕隱・太師・

太保・節度使等の官職が與へられてゐた。⁽²⁾ これ等の記載は遼史に數多く見られるが、今煩を避けて、遼史

本紀の内から女眞に關する若干例のみを擧げよう。⁽³⁾

(一) 重熙十七年○^興四月、蒲盧毛朵部大王浦輦以造舟人來獻。

保寧五年○^景六月、女直宰相及夷離堇來朝。

(二) 開泰八年○^聖五月、曷蘇館惕隱阿不葛・宰相賽刺來貢。

重熙十二年○^興四月置回跋部詳穩都監。

重熙十年十月以女直太師臺押、爲曷蘇館都大王。

開泰八年○^聖七年回跋部太保麻門來貢。

癸巳歲生。

上文の内、括弧に納められた部分は後人の雜然たる註記である事、及び穆宗の授けられたのは太師であつて節度使ではなかつた事は、既に池内博士の論證

以上は悉く遼側の資料によつたものであるが、更にこれに對して金側の記事を検索すると、次の如き諸例を發見する。先づ節度使に關して金史 卷一 世紀に

五國蒲虜部節度使。

鼈故德部節度使。

其他の例が見え、又太師に就ては同じく世紀に次の如き記事がある。

母弟穆宗諱盈歌、字烏魯完、景祖第五子也。「南人稱揚割太師、又曰揚割、追謚孝平皇帝號穆宗、又曰揚割號仁祖、金代無號仁祖者、穆宗諱盈歌、諡孝平、盈近揚、歌近割、南北音訛、遼人呼節度使爲太師、自景祖至太祖皆有是稱、凡叢言、松漠紀聞、張棣金志等書皆無足取。穆宗」遼重熙二十一年

された所である。⁽⁴⁾ 次に詳穩に就ては世紀に、

穆宗遼重熙二十一年癸巳歲生、肅宗時擒麻產遼
命穆宗爲詳穩。

とあり、又歡都傳

金史卷六十八

太祖追麻產、歡都射中其首、遂獲之。遼人命穆
宗、太祖辭不失、歡都俱爲詳穩。

と見える他、高麗傳

金史卷一百三十五

に、

高麗使人來告曰事有當議者、曷懶甸官屬使斜勒
詳穩、治刺保詳穩、往石適歡。亦使盃魯往高麗執
治刺保等。

とある。

更に宰相に關しては余は桓誠傳

金史卷六十七

桓誠散達兄弟者、國相。雅達之子也。居完顏部邑
屯村。雅達稱國相。不知其所從來、景祖嘗以幣與
馬求。國相於雅達。雅達許之、景祖得之。以命肅
宗、其後撤改亦居是官焉。

とあり、又世紀に、

保遼舊女直の太變について

(肅宗)遼重熙十一年壬午歲生、在父兄時號國相。

國相之稱。不知始何時。初雅達爲國相。雅達者

桓誠散達之父也。景祖以幣馬求之於雅達而命肅

宗爲之。

と見え、或ひは撒改傳

金史卷七十

穆宗初襲位、念効者長兄不得立、遂命撒改爲國

相。

とある國相なるものがそれに當ると考へる。阿骨打
舉兵前後の國相に就ては既に池内博士の詳しく論ぜ
られた所であり、その稱號の起原に關しては「遼史」
の本紀事に依ると、遼代の女直の會長には遼から宰
相といふ職名を授けられてゐたものが多かつたので
ある。所謂國相はこれと相對せしめた名稱であるら
しい。」と述べて居られる。⁽⁵⁾ 關係は確かにあつた。然
し余は更に一步進んで、桓誠傳及び世紀、景祖の段に
見える雅達の所持してゐた「國相」、即ち景祖が幣と

馬とを以て雅達より購ひ求めたと云ふ「國相」は、

むしろ遼より授けられた宰相そのものであると考へる。

云ふまでもなく遼が諸部族の酋長に與へた官稱は明代女直の璽書の如きであつて、これを帶びた女直は遼から或る種の特權を附與されてゐたと思はれる。従つてこれ等の官稱を獲得することは、交易其他に於て利益を受ける事となり、自部の勢力の増大の爲には必要缺くべからざる事であつた。されば生女直内部に於て大勢力たらんが爲には、これ等の官稱、特に上級の官稱を得る事は必要であり、その爲には、あらゆる努力が拂はれたに違ひない。景祖が幣馬を以て國相の位を雅達から購ひ求めたと云ふのは、かかる事情を物語るものに他ならないであらう。

尙、遼の女真諸部に授けた官稱は最初は一部に一箇の割合であつたであらうが、その後勢力あるもの或る種の手段によつて雅達と云ふ人物から宰相なる官稱を獲得した事を物語つてゐるものである。さうして國相が宰相であらう事は「國相の初まる所を知

らぬ」と云ふ兩傳の記事が、間はずして語るに著らる。さて、景祖の得たと云ふ宰相の稱は最初は子の頗刺淑（肅宗）がこれを行使したが、その弟、盈歌（穆宗）の會位に就くや盈歌自身が更に太師を授けられたので、宰相なる官稱は、宗族撤改が名告る事となつた。その後完顏部が發展し、その内部が組織化されるに従つて撤改の完顏部内に於ける地位は、後國論勃極烈の如きものとなり、従つて宰相は國相と改められたのであらう。或は始祖以下十帝實錄の編者完顏昂が、實錄編纂中⁽⁶⁾、後の國論勃極烈の名稱から逆推して、宰相を國相と改めたのかも知れぬ。

即ち桓懿傳及び世紀のこの一條は完顏氏の祖會が、或る種の手段によつて雅達と云ふ人物から宰相なる官稱を獲得した事を物語つてゐるものである。さうして國相が宰相であらう事は「國相の初まる所を知

阿骨打（太祖）の兄弟が辭不矢・歎都と共に詳縁を

授けられたとあるのによつても考へられる。盈歌（穆宗）が詳穩を授けられた事は世紀にも記るされて居り、しかもその當時彼の兄頗刺淑（肅宗）も國相（宰相）の官稱を有してゐた筈である。かくの如く或る特定の一部に於て、多くの官稱を兼併すればする程、その部の勢力の増大する事は明代女直の例が明かにこれを物語つてゐる。即ち遼末完顏部に多く官稱が兼併せられた事こそ當時完顏部が如如に發展しつゝあつたかを示す一つの有力なる證佐とする事が出來よう。

さて以上に述べた如く、金側の史料に於ても、遼側の史料と同じく節度使・太師・詳穩・宰相等の官稱が見出されるにも拘らず、獨り大王なる官稱が一例も見えないのは何故であらうか。遼が羈縻諸部族に與へた最高の官稱たる大王は、女真諸部に在つては唯係遼籍女直のみにしか與へられなかつた事は前に述べた通りである。係遼籍女直に關する記事は金史に

多い。しかも大王たる官稱の全く姿を現はさざる事は誠に不思議な事と云はねばならぬ。

かくて余は結論に到達する。即ち余の最初に問題として提出した金史の係遼籍女直太彌は、遼史の係

遼籍女直大王に他ならないと。太彌は現在の北京音を以てしても、Tai-wan であり、大王は Tai-wang であつて殆んどその差を認めない。さうして何故に大王が、ことさらに太彌と記るされたかと云ふ間に對しては、余は十帝實錄の編者易が、女真人の國家としての金國の絶對性を強調する爲、特に大王なる官稱を避けて普通なる太彌なる字を當てたのだと答へる。遼側、或ひは宋側の史料に屢々見える大王なる官稱が、金側の史料には一例も見出せない事は、正にかかる理由によるものである。

然らばかの完顏阿骨打舉兵の當時、移燉・益海兩路を支配せる係遼籍女直の大會長照撒、保州・開州方面の係遼籍女直の代表者麻瀧等⁽³⁾は何れも太彌、即ち大

王なる最高の官稱を遼より與へられてゐた大會長だつたのである。⁽¹⁾

註

1 遼の女直經略に關しては既に次の如き諸研究がある。

池内博士「遼の聖宗の女直征伐」(滿鮮史研究中世第一冊)

同 「余の遼聖宗征女直考」と利田學士の定安國考とついて」(同書)

「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」(滿鮮地理歷史研究報告第五冊)

同 「高麗顯宗朝に於ける契丹の侵入」(同報告第七冊)

津田博士「遼の遼東經略」(同報告第三冊)其他。

2 百官志に見える諸官の内千越等を授けられた例は女眞關係のものにはない。

3 これに關する遼史の記載は、穆宗朝一例、景宗朝二例、聖宗朝十三例、興宗朝八例、道宗朝二例計三十六例が數へられる。

さうしてその範圍は既に池内博士も注意せられた様に「金の建國以前に於ける完顏氏の君長の稱號について」(滿鮮史研究中世第一冊頁四七九)北女直・南女直・曷蘇館女直・長白山女直・瀕海女直・回跋部女直・蒲盧毛朵部女直の各方面に及んでゐる。

6 5 の稱號について」頁四八五。
6 同上。頁五一五。

天會六年詔書求訪祖宗遺事。以備國史。命曷與耶律迪越掌之。曷等採摭遺言舊事。自始祖以下十帝。總爲三卷。凡部族既曰某部。復曰某水之某。又曰某鄉某村。以別識之。凡與契丹往來及征伐諸部。其間詐謀設計一無所隱。事有詳有略。咸得其實

と記される。現今の金史世紀及び列傳の一部はこれに據つてゐるらしい。

7 明でも女眞諸部に對して蠶印或ひは璽書を與へて巧みにこれを制御してゐた。然し明末に至り、璽書蠶印は次第に強盛なものに兼併されて行つた。稻葉博士「滿洲發達史」(第五章女眞貿易の經過頁二〇七十八)にはこれに就て次の如く記されてゐる。「萬曆初年頃に於いて、明廷から海西女直全部に下賜したところの璽書は永樂以來累増して、都督から百戶に至り、凡そ九百九道を計上したが、廣順關外の哈達 Hada 部の強盛であつた時に、彼れ一酋長は、七百道を一手で握つて居つたといひ、清の太祖の朝貢した時に、哈達から取り上げた璽書が三百六十三通あつたともいつてある。云々」

4 滿鮮史研究中世第一冊「金の建國以前に於ける完顏氏の君長

卷二 靖康元年正月八日條に、

8 宋側の記錄に大王なる官稱が見える事は例へば三朝北盟合編

斡離不移寨、過萬勝門。移牒朝廷。

牒云昔我大聖皇帝以契丹之主納叛人阿鶻產大王不行交還。又多無道。……。

と見える通りである。阿鶻產大王とは遼史に云ふ順國女直阿鶻產大王である。

麻達は恐らく南女直か、鴨綠江女直の大王であつたらう。

尙ほ斡魯古傳に斡忽・急塞路の「阿魯古罕等十四太禪皆降」とあるのは「阿魯古罕太禪等十四人皆降」とすべきであらう。阿魯古罕も移撥益海路の大王照撒と同じく北女直の一瓦尙だつたと思はれるが、かくの如く同一地方に數名の大王があつたのは、遼末、生女直蹶起の勢を恐れて、特に附近の係迹彝女直大酋に大王號を與へ、以て生女直を牽制せしめたのであらう。